

山口県診療所物価支援給付金について

診療所の経営改善を通じた地域医療体制の確保を図ることを目的として、診療等に必要な経費の物価上昇に対応するための給付金を支給します。

※この事業は、国が実施する「医療・介護等支援パッケージ」の一環として実施するものです。

対象施設	山口県内に所在する診療所（有床・無床、医科・歯科ともに対象） ※詳しい要件については「2 注意事項」をご確認ください。
申請期間	令和8年2月20日(金)～令和8年3月5日(木)必着
申請書類	①支給申請書（様式第1号） ②振込先の預金通帳の写し ※必ず申請者名義の口座を指定してください。 「山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金」や「山口県医療機関食材料費高騰対策支援金」を受給した実績があり、今回も同じ口座への振込を希望される場合、（口座名義人等に変更がなければ）預金通帳の写しは添付不要です。

1 支給額

支給は1施設につき1回限りです。なお、病床数は令和7年8月1日時点での許可病床数とし、休床分も含むこととします。ただし、「病床数適正化支援事業」によって令和7年8月2日以降に削減した病床があれば、その数を除きます。

施設区分	支給額
有床診療所（医科・歯科）	許可病床数×1.3万円 ※許可病床が13床以下の場合、1施設17万円
無床診療所（医科・歯科）	1施設17万円

2 注意事項

(1) 支給対象について

- ・次の要件を満たす県内の診療所が対象です。
 - ①保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請時点までに診療報酬を請求した実績があること
 - ②廃院・廃止しておらず、申請時点で廃院・廃止の予定がないこと
- ・「山口県医療機関等光熱費高騰対策支援金」や「山口県医療機関食材料費高騰対策支援金」を受給済みの診療所も対象となります。

(2) 給付金の支給について

- ・申請内容が適正と認められれば、令和8年3月末までに給付金を支給します。

- ・支給決定の通知はお送りせず、給付金の払込をもって代えるものとします。
- ・給付金を受給した歯科診療所においては、歯科技工所への委託料へ適切な転嫁を行うなど、歯科技工所における物価高騰への対応にもご配慮をお願いします。

※その他、制度の詳細は「山口県診療所物価支援給付金支給要綱」及びQ&Aをご確認ください。

3 申請方法・申請先

- なるべくオンライン申請をご利用ください。
- メールまたは郵送で申請する場合は、以下のURLから様式をダウンロードしてください。
- なお、様式がダウンロードできない場合は、各健康福祉センター及び下関保健所で配布する申請書をご利用ください。

申請書のダウンロード <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/46/334672.html>

- ① オンライン申請（やまぐち電子申請サービス利用）の場合
事前に振込先の預金通帳の写しをご用意いただき、
右の二次元コードまたは以下のURLから申請して
ください。電子申請サービスの利用者登録は不要です。



やまぐち電子申請サービス

<https://shinsei.pref.yamaguchi.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=350001&shinseiFmtNo=151002&shinseiEdaban=01>

- ② メール申請の場合

支給申請書（様式第1号）と振込先の預金通帳の写しをお送りください。

メールアドレス chinage-bukka@pref.yamaguchi.lg.jp

- ③ 郵送申請の場合

支給申請書（様式第1号）と振込先の預金通帳の写しをお送りください。

送付先 〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県健康福祉部医務保険課 賃金・物価支援担当あて

4 お問い合わせ先

山口県 健康福祉部 医務保険課

TEL 083-933-2820

【受付時間：平日9:00～17:00】